

(仮称) 未来につなぐ川西市中小企業振興条例（案）要綱

【前文】

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和した住宅都市として発展してきました。本市では、小規模企業者をはじめとする中小企業を、地域経済と雇用を支える重要な役割を担う存在と位置づけています。

本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、創業に挑む事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かって挑戦できる未来につなぐまちづくりを築きます。

そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要な役割を担うべき存在であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業に関係する多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化を実現することで、もって安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもの又は同条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 金融機関 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行又は信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 1 条の信用金庫、その他中小企業を支援する金融機関をいう。
- (3) 大企業 中小企業以外の会社であって、市内に事務所若しくは事業所を有するもの又

は本市と包括連携協定を締結しているものをいう。

- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）第1条の商工会であって、同法第7条の商工会の地区を本市の区域とするものをいう。
- (5) 事業者団体 商店会その他市内の商工業等の振興に関わる団体及びその連合会（商工会を除く。）をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 新たな事業に挑戦する中小企業及び既存の中小企業が、地域特性を生かしながら、市民等と連携し、挑戦し続け共に支え合う風土を醸成すること。
- (2) 中小企業、金融機関、大企業、商工会、事業者団体、市民等及び市の多様な主体が、それぞれの役割を果たし、連携を通じて地域経済を発展させること。
- (3) 中小企業の活力が、地域経済の発展及び雇用の安定につながり、市民等の豊かな暮らしを実現すること。
- (4) 中小企業及び市民等が共に成長し、こどもたちが夢と希望をかなえることができる活力ある未来を築くこと。

（施策の基本方針）

第4条 市は、次に掲げる基本方針に従い、中小企業の振興に関する施策を行うものとする。

- (1) 地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事業を創出しようとする中小企業及びその事業を支援する制度を整備すること。
- (2) 中小企業等が事業を創出、継続及び発展することができるような風土を醸成し、事業を担う人材確保などにつながる持続可能な成長を支援すること。
- (3) 中小企業が互いに又は大企業と連携・協働し、新たな価値及びビジネス機会を創出する環境を整備すること。
- (4) 市民等が中小企業を積極的に利用できるよう働きかけること。
- (5) 中小企業の発展を推進することにより地域全体の魅力を高め、市民生活の質を向上させること。
- (6) 中小企業の挑戦及び成長が、こどもたちの生活や教育環境の向上に結びつくよう、次世代の豊かさを支える地域づくりを進めること。

（中小企業の役割）

第5条 中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の発展に努めるとともにまちづくりに貢献するものとする。

- 2 中小企業は、自らの競争力を高めながら、経営環境の変化に応じた事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

- 3 中小企業は、商工会及び事業者団体に積極的に参加し、市が実施する中小企業の振興に関する施策へ協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、中小企業への資金供給、経営助言等により、地域経済の発展と安定を支えるよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市、商工会、事業者団体等と連携し、中小企業の成長支援を図ることで、地域振興に貢献するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、広域的な視点及び自らの事業活動の影響力を生かし、中小企業、金融機関、事業者団体、商工会、市民等及び市との連携を強化することで、地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、こどもたちの未来に寄与する情報発信及び中小企業等との連携を通じて、こどもたちが将来的に地域貢献したくなるまちづくりを推進し、地域社会の豊かさを支えるよう努めるものとする。

(事業者団体の役割)

第8条 事業者団体は、地域産業の持続的な振興を図り、雇用の創出、地域資源の活用及び社会的課題の解決を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

- 2 事業者団体は、中小企業、金融機関、大企業、商工会、市民等及び市との協力体制を強化するための基盤を整備することに努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につながることを理解し、市内の中小企業を積極的に利用するとともに、地域内のサービス若しくは生産物を購入することで、地域経済の発展を支えることに努めるものとする。

(商工会の責務)

第10条 商工会は、地域の拠点として経済の発展を促進するとともに、中小企業、大企業及び金融機関等とのネットワークを構築するように努めるものとする。

- 2 商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対して、市と連携して具体的な施策を反映することにより、中小企業の活動及び市民の生活を向上させるよう努めるものとする。
- 3 商工会は、市と連携し、中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に協力するものとする。
- 4 商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用して市が行う経済対策について、市と協力し、その円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 5 前各項の規定に掲げる責務を果たすため、商工会は、地域経済の課題等に関する情報を収集し、市と協議を重ねつつ、中小企業等への周知及び市との協力体制の構築を行うものとする。

(市の責務)

第11条 市は、中小企業等の多様な主体とのつながりを生み出す基盤として、産業ビジョンの施策を企画し、実施することで、地域経済の活性化を図り、公共事業及び経済対策を効率的に実施しながら中小企業の持続可能な成長を支援することにより、地域経済の発展に努めるものとする。

(協議の場の設置)

第12条 市長及び商工会の代表者は、年度毎に1回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。

2 前項の協議において、商工会は施策に関する提案を行い、市はこれを十分に尊重し、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。

3 市及び商工会は、国又は県の交付金等を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう協議しなければならない。

(産業ビジョンの策定)

第13条 市は、中小企業の振興及びその他市の産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、川西市産業ビジョンを定めるものとする。

(産業ビジョンの実施)

第14条 市は、川西市産業ビジョンに基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ計画的に施策を実施するものとする。

2 市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、社会経済情勢の変化に適応する内容にしなければならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。